

令和 8 年 4 月 1 日

社会福祉法人八ヶ岳名水会 行動計画

職員の仕事と子育ての両立を図るとともに、女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境をつくるため、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2026 年 4 月 1 日 ～ 2030 年 3 月 3 1 日

2. 目標と取り組み内容・実施期間

目標 1：男女とも平均勤続年数を 10 年以上とする。

<取り組み内容>

- ・ 2026 年 4 月～ 職員全員のヒアリングを行う。
- ・ 2027 年 4 月～ 体系的な人事考課制度の導入開始
- ・ 2027 年 4 月～ 等級にあった研修会の開催を行う

目標 2：労働者の月平均残業時間数を 10 時間未満目標

<取り組み内容>

- ・ 2026 年 4 月～ 実態の把握と削減の提案
- ・ 2027 年 4 月～ ヒアリングを実施
- ・ 2027 年 4 月～ 改善に向けての提案も策定

目標３：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性：取得率を７％以上にする。

女性：取得率を８０％以上にする。

<取り組み内容>

- ・ 2026年4月～ 所属事業所及び事務局で、男性を含めた育児休業対象職員の情報把握に努める。対象職員を把握した場合は制度を周知し、休業による人事や待遇等について不利益がないことを説明したうえで、本人が希望する場合は積極的な休業を促す。
- ・ 2026年4月～ 育児休業中の職員の代わりとなる人材の確保の在り方を検討する